

たけのこの出荷制限解除について (大崎市 (旧三本木町))

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により、平成28年6月7日付けで原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、出荷制限が指示されていた大崎市（旧三本木町）で産出された「たけのこ」について、平成30年10月25日に、出荷制限が解除されましたので、お知らせします。

記

1 出荷制限解除の対象

宮城県大崎市（旧三本木町に限る。）において産出されたたけのこ

2 経緯及び解除申請の理由

- 平成28年5月11日に大崎市（旧三本木町）のたけのこを検査した結果、食品の基準値を超える放射性セシウム（220Bq/kg）が検出されたため、同年6月7日に出荷制限が指示された。
- 平成28年春～平成30年春に、同市（旧三本木町）内の竹林から満遍なく検体を採取し84検体の検査を実施した結果、全て基準値の1/2を大きく下回っており（平均値6.3Bq/kg, 最大値23Bq/kg）、同市（旧三本木町）内のたけのこが安定して基準値を下回っていることを確認した。

3 解除後の検査計画及び出荷管理等

- 県は、採取・出荷者台帳を作成し、採取者と販売先を把握するとともに、採取・出荷者に対し、出荷する際は、①採取市町、②採取・出荷者名を明示するよう指導する。
- 流通業者（直売所、JA、市場、）等に対し、採取出荷者情報を周知するとともに、大崎市と連携して巡回指導を実施する。
- 県は、出荷前には大崎市内から採取した3検体を検査するとともに、出荷期間中に大崎市内で週1回程度1検体の定期的検査を実施する。

4 参考

- 出荷制限の状況
丸森町（旧金山町、旧大張村、旧館矢間村、旧大内村、旧筆甫村）
栗原市（旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧金成町、旧花山村）
- 出荷制限解除の状況
平成26年 4月17日 丸森町（旧耕野村）
平成27年 4月24日 白石市、丸森町（旧丸森町、旧小斎村）
平成27年 7月17日 栗原市（旧築館町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧志波姫町）
平成29年10月11日 栗原市（旧若柳町）
平成30年10月25日 大崎市（旧三本木町）
- 出荷制限解除の仕組み
市町村又は旧市町村単位で出荷制限解除の申請を行い、制限解除が指示される。

※ 平成30年10月25日現在の宮城県内の出荷制限の出荷制限品目及び出荷自粛品目については、別紙のとおりです。